

令和3年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化を図るため、65歳以上の市民に対する、集団接種の実施に向けた体制の整備やコールセンターの拡充に係る経費について、緊急に補正予算を編成する必要が生じましたが、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により4月30日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算

644,775 千円

【歳出予算の内訳】

新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化に向けた対応

644,775 千円

○ 予防接種事業

【概要】

- ・ 集団接種の実施に向けた体制整備
- ・ ワクチン接種の予約開始に向けたコールセンターの拡充

【内訳】

- ・ 医療従事者関連経費（報償費及び委託料） 271,908 千円
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備費（委託料） 361,821 千円
- ・ その他関連経費（医薬材料費、通信運搬費、その他損害保険料、委託料） 11,046 千円

※65歳未満の市民に対するワクチン接種費用は、6月補正予算にて措置する予定です。

☆歳入予算

644,775 千円

【歳入予算の内訳】

○ 国庫支出金（負担率・補助率 10/10）

644,775 千円